

[米国判例] 共同発明者要件の指針となるCAFC判決



1. 判決要旨

- ・2018年ノーベル生理学・医学賞受賞者である本庶佑氏を発明者とする6件の米国特許(特許権者:小野製薬工業株式会社)において、Dr.Freeman及びDr.Woodが共同発明者になると判示したCAFC判決(判決日:2020年7月14日)。
- ・**共同発明者要件に関する一つの指針となる判決。**

2. 事件の概要 Dana-Farber Cancer Institute, Inc. v. Ono Pharmaceutical Fed. Cir No.2019-2050, Decided: July 14, 2020)

<特許権者の主な主張>

- ・Dr.Freeman及びDr.Woodの貢献は、クレームの主題から遠く離れている。
- ・Dr.Freeman及びDr.Woodの貢献は、2000年10月に”Journal of Experimental Medicine”で公開されたことから、本件発明の着想前に公知であった。
- ・本件発明は、本件出願前にファイルされたDr.Freeman及びDr.Woodの仮出願に係る発明に対して新規性および非自明性が認められている。

<CAFCの主な判決要旨>

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。